

第6議題の議論について

上村 俊一*



本日は皆さん、お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。私からは「第6議題の議論について」というタイトルで発表いたします。

私の後、ILO総会に参加された政労使の方々から、それぞれの立場で総会にどのように参加されたかについてお話をいただくことになっていますが、私はその前触れとしまして、どのような議論が全体としてなされたか、説明いたします。

まず、この第6議題の位置付けについて説明します。「公正なグローバル化のための社会正義宣言」では、その4つの戦略的目標に関し、フォローアップを実施することになっています。「公正なグローバル化のための社会正義宣言」は2008年の総会で採択されたもので、「社会正義」「生産的な完全雇用」「持続可能な企業」「社会の結束」を基礎とした、開かれた社会と経済を支える新しい戦略の必要性から定められたものです。そして、この宣言に基づき、ILOは、加盟国政労使とともに、「ディーセント・ワーク」の4つの戦略目標を通じて、進歩と社会正義を促進し達成するために取り組みを行っていくこととされています。4つの戦略目標とは、先ほど上岡代表からも説明がありましたように、「仕事の創出」「仕事における権利の保障」「社会的保護の拡充」「社会対話の促進と紛争解決」です。

社会正義宣言の4つの戦略目標に関するフォローアップとして、ILO総会では、2010年からそれぞれの戦略目標について1年ごとに議論が行われています。サイクルは、4年が1周期となります。2010年から開始して既に一つの周期が終わりましたので、2014年の今年から2巡目となります。この2巡目の最初として、4つの目標のうちの「雇用」が議論されたものです。

この第6議題は、「条約」や「勧告」を採択するための議論ではなく、フォローアップの議論ですので、さまざまな問題につき加盟国政労使代表に議論していただき、最後にそれを集約した決議を行うという流れで行われます。

総会での議論のため、第6議題の討議項目はILO事務局が用意しました。討議項目は、大きく分けて3点あり、「現在の雇用の課題について」「ILOと加盟国のこれまでの取り組みについて」「雇用をめぐる環境の変化に対応する今後のILOの取り組みについて」となっていました。

* 上村俊一（うへむら・しゅんいち） 国際労働機関（ILO）駐日事務所次長。京都大学法学部卒業後、労働省に入省。外務省国際連合局、在チェコスロバキア日本国大使館一等書記官、政策研究大学院大学助教授、労働省海外労働情報室長、社会保険庁年金調整室長、中央労働委員会調整第一課長、労働政策研究・研修機構統括研究員、障害者職業総合センター研究主幹等を経て、2013年7月より現職。

1点目の「現在の雇用の課題について」では、世界のさまざまな地域における現在の主要な雇用の課題は何か、失業・就職難等の動向とその根本的な原因は何なのか、こういったことについて議論されました。

労働者側からは、労働問題の根源は一貫した財政・金融・産業政策の欠如にある、金融危機後の財政再建は雇用の創出に失敗し経済力の回復にもつながっていない、こういった問題提起が行われました。一方、使用者側からは、雇用問題解決のポイントは持続可能な企業を生み出すことである、企業の景況感を高めることが雇用の確保に重要である、といったような意見が出されました。また、政府代表はそれぞれの国情に応じて意見を述べるわけですが、例えば、金融危機への対応策、金融緊縮政策等について紹介したり、あるいは経済成長が雇用の創出に必ずしも直結していないことの指摘等がなされました。

2点目の検討課題は、「ILOと加盟国のこれまでの取り組みについて」です。さまざまなマクロ経済政策が雇用及びディーセント・ワークの実現にどのような成果をもたらしたか、どのような施策が投資の増加や構造改革をもたらし、ディーセントで生産的な雇用を生み出したか等々の検討課題について、政労使が検討・議論を行いました。

マクロ経済政策につきまして、労働者側からは、公的債務の削減が優先されて雇用創出に悪影響を及ぼした、これまでの総会で推奨されていたような総需要の刺激のための政策はあまりなされていないといった問題提起が行われました。他方、使用者側からは、政治的な安定や社会対話の促進、企業家精神を養う文化の形成、ビジネスについての柔軟な規制が投資と雇用創出の鍵である、といったような指摘がなされました。政府代表からは、各国でとった政策について、例えば、マクロ経済政策や教育・訓練への投資などについての紹介などがなされました。

投資や構造改革に関する施策について、労働者側からは、産業構造の変革によって多くの人々を高付加価値産業へ持っていくべきである、団体交渉や社会的保護制度を充実させて社会の利益の公平な分配を行うべきではないか、といった提起がなされました。使用者側からは、持続可能な企業の育成こそが雇用問題解決の鍵である、貿易と投資が生活水準の向上と貧困の削減を可能にする、といった主張がなされました。政府からは、実施した政策、例えば、拡張的な財政・金融政策が多くなったとか、社会対話による信頼の構築に努めた、職業訓練の促進を行った、等々の説明がなされました。

不平等の解消や適正な雇用の実現については、労働側は、過去30年で所得格差は拡大した、まだまだ多くの国で団結権や団交権に制限が設けられている、富の再分配を軽視する企業優遇策がとられているのではないかと、等々の問題提起がありました。使用者側からは、所得の不平等の解消は持続可能な経済成長につながる、持続的な雇用創出のために教育や職業訓練が必要、こういった主張がなされました。政府の側からは、各国がとった政策の紹介として、使用者に無職の若者を雇うための補助金を支給したとか、失業者の就職支援のためのオンライン情報システムを構築した等々の紹介がありました。

そして3点目、ILOのとった政策についてどう評価するかについて、労働側からは、ILOは他の国際機関と協力して雇用を中心とする政策についての技術的な支援を拡大すべきである、ILOによる貿易及び産業政策についてのさらなる研究が必要である、といった指摘がなされました。使用者

側からは、ILOは持続可能な企業のための環境整備をより一層進めるべきである、ILOは企業がとったイニシアチブが与える影響を評価するための枠組みを早期に設けるべきである、といった指摘がなされました。政府からは、ILOの研究により貿易と雇用に関する議論が発展した、G20の雇用タスク・フォースに対するILOの専門的な分析と政策助言は有用であるといった指摘がなされました。

今後のILOの取り組みについては、次の期間に向けてディーセントな雇用の創出のための適切で効果的な包括的フレームワークを策定するにあたっての主要な要素は何であるか、また、雇用の促進に関してILOの掲げる4つの戦略目標の相互関係について得られた教訓は何であるか、などが課題とされています。

フレームワークの策定について、労働側は、完全雇用とディーセント・ワークの創出を全体的な目標とする枠組みを通して、国レベル、国際レベルの取り組みを通して、不均衡や景気低迷の問題に対処すべきだとの指摘がありました。他方、使用者側は、持続可能な企業の促進を包括的フレームワークの中核に据えるべきである、といった指摘がなされています。政府の意見としては、労働監督官の能力向上、政労使三者協議による労働監督の強化、あるいは経済成長と強い規制システムが必要ではないかといったような指摘がなされています。

そして4つの戦略目標につきまして、労働者からは、雇用の問題は他の問題とのシナジーを考慮することなく単独でこれまで行われてきたのではないかと、ILOの国レベルの活動は4つの戦略目標をすべて組み込んだ政策パッケージとして行われるべきではないか、という意見が出されています。使用者側からは、雇用のメインストリーム化のためには労働者の適切なスキル開発を中心とする持続可能な企業の存立のための環境づくりが必要といったような指摘がなされています。政府は、4つの戦略目標は相互に関連し補強しあうものであり、ILOは内部的なコラボレーションを促進して雇用の問題に取り組む必要があるといったような指摘がなされました。

このような議論を踏まえまして取りまとめられたのが「雇用に関する第二回復討議に係わる決議」です（参考資料を参照）。Iの「世界雇用危機の背景と課題」では、議論の背景となった状況認識について記述されています。IIの「雇用を中心とした持続可能な回復と開発のための指導原則」では、例えば、6(c)では整合性のあるマクロ経済、労働市場及び社会政策の組み合わせを通じた雇用の質と量の向上について指摘されています。6(e)では需要が低迷する現況下における、需要サイドと供給サイドの政策及び措置の適度なバランスが必要である旨指摘されています。IIIは「包括的な雇用政策枠組み」で、加盟国が取り組むべきことがまとめられています。IVの「三者構成主義と社会対話」は社会対話の重要性が確認されており、Vでは「政策の整合性の強化とグローバルな提唱活動」となっており、VIでは「ILO事務局の行動」ということで今後ILOが取り組むべき事項について取りまとめられました。

以上、簡単ではございましたが、今から行われます議論の参考として、ILO総会における議論の様子を紹介させていただきました。どうもありがとうございました。（拍手）